

長期優良 住宅

法改正に伴う災害配慮基準の新設・ 事務手数料等の改正に関するお知らせ

長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の改正に伴い、令和4年2月20日から以下のように変更される予定ですので、その概要をお知らせします。

① 認定手続きの合理化

登録住宅性能評価機関に対し、住宅性能評価の申請に併せて長期使用構造等の確認の申請が可能となります。秦野市への提出書類は、これまでの「適合証」から「確認書」等に変更となります。

施行日の令和4年2月20日以降は、原則として「確認書」等を活用した認定申請となりますが、当面の間「適合書」を活用した認定申請は可能です。

② 災害配慮基準の新設

認定基準に「自然災害による被害の発生の防止または軽減に配慮されたものであること」が追加され、災害配慮基準が設定されます。

認定申請対象住宅が「**土砂災害特別警戒区域**」、「**急傾斜地崩壊危険区域**」にある場合、原則として、認定を受けられません。

神奈川県土砂災害情報ポータルサイトから申請地部分の区域図を表示、印刷したものに、申請敷地の位置をプロットし、区域外であることがわかるようにしたものを提出してください。

③ 認定手数料等の改正（4月1日から（予定））

一戸建ての住宅 新規申請（神奈川県内統一）
（従来）6,000円 ⇒ （改正後）8,000円

問い合わせ先：秦野市都市部建築指導課

電話0463-83-0883